

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児にかかる保護者の希望にもとづき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項にかかる連携

施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。